

## 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正要綱

- 一 国庫は、基礎年金に係る国庫負担について、平成二十三年度において、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとし、この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該差額に相当する額及びその運用収入に相当する額（平成二十三年度において当該差額に相当する額が年金特別会計に繰り入れられたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する額をいう。）の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計に繰り入れるものとするよう修正すること。

- 二 国家公務員共済組合制度及び私立学校教職員共済制度について、一の修正に準じて修正すること。

- 三 施行期日を公布の日に修正すること。